

お忘れでは
ないですか？

福島県からの自動車税種別割のお知らせ ～3月31日までに運輸局へ登録を～

自動車税種別割は、毎年4月1日（午前0時）現在で運輸支局の登録された名義上の所有者（割賦販売による購入の場合は使用者）が、5月末日までに納めることになっております。

～自動車税種別割トラブル防止3カ条～

- その1：抹消等の手続は、3月31日までに運輸支局で行いましょう。
自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したりしたときは必ず運輸支局で3月31日までに登録しましょう。3月31日までに登録手続きが終了しないと、実際に使用をやめていても、自動車税種別割が課税されます。
 - その2：転居したら、車検証の住所変更を運輸支局で登録しましょう。
住民票を移しただけでは車検証の住所は変わりません。運輸支局に登録しましょう。やむを得ず手続ができないときは、県中地方振興局県税部にご連絡ください。
 - その3：納税証明書は車検証といっしょに大切に保管しましょう。
自動車の継続検査（車検）を受ける際には運輸支局で納税確認をします。自動車税種別割を納めたときに交付される領収書と納税証明書は保管しましょう。
また、リサイクル券も次回車検時、廃車時に必要となりますので、廃車時まで車検証と共に大切に保管するようにしてください。
- ※クレジットカード、キャッシュレス決済アプリで自動車税種別割を納めた場合には納税証明書は発行されません。お支払手続完了日から3開庁日以降、運輸支局で電子的に納税確認ができるようになります。

※登録手続を業者に依頼した場合は、登録が済んでいることを依頼した業者に必ず確認しましょう。

問い合わせ先

○自動車の登録について

名称	所在地	電話番号
東北運輸局福島運輸支局	福島市吉倉字吉田54	050-5540-2015
いわき自動車検査登録事務所	いわき市内郷綴町舟場1-135	050-5540-2016

○自動車税種別割について

県中地方振興局県税部課税第二課 郡山市麓山1丁目1番1号 ☎024-935-1261

※令和元年10月1日より次のとおり税目の名称が変更されました。

自動車税→自動車税種別割

令和6年 春の全国交通安全運動

交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施されます。

《期 間》

令和6年4月6日(土)から4月15日(月)までの10日間

《運動スローガン》

挙げる手を やさしく見守る 横断歩道

《年間スローガン》

わたります 止まるやさしさ ありがとう

《運動の重点項目》

- (1)子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2)歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3)自転車・特定小型原動機付自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

火災注意報発令 !!

空気も暖くなり、新年度に向けて人の動きも活発になる季節となりました。徐々に農作業での火入れをする機会も増えてくるかと思います。そうした中で、1月～3月は、全国的にみても火災発生件数が最も多い時期です。また、空気が乾燥し強風が吹くこの時期は、特に火災が発生しやすい気象条件のため、火の取り扱いには十分に注意しましょう。

火災を防ぐ4つの対策

-  火を使う時は必ず複数人で
-  風の強い時、乾燥する時は火を使わない
-  火を焚くときは必ず消火用の水を用意する
-  完全に火が消えるまでその場を離れない



消防署では住宅用火災警報器の設置率調査を行っています

- 皆様のご自宅に訪問や電話連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。
- ご自宅に訪問する際は、消防車両で伺います。

【住宅用火災警報器の設置が義務づけられている場所】

- 住宅内のすべての寝室。
- 2階以上の住宅において、2階以上の階に寝室がある場合は寝室がある階の階段上部。

【住宅用火災警報器取り付け支援サービスを行っています】

- ご自身で取り付けが難しい方はぜひご活用ください。
- サービス利用希望の方や不明な点等ございましたら平田分署「☎55-2213」までご連絡ください。

